

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年12月12日（月）午後1時30分から午後2時14分まで

2 開催場所 つくばみらい市役所 谷和原庁舎 2階 第1・2会議室

3 出席者

農業委員（9人）

会長	6番	中山	雅史
会長職務代理	2番	菊地	典夫
委員	1番	萱橋	敏男
委員	3番	中山	茂
委員	4番	中山	一徳
委員	5番	海老原	茂
委員	7番	仲井	一人
委員	8番	文藏	雄嗣
委員	9番	岡野	幸雄

農地利用最適化推進委員（8人）

委員	飯田	一夫
委員	瀧谷	正信
委員	文隨	靖
委員	小菅	庄一
委員	吉田	義博
委員	山中	正市
委員	瀬川	仁
委員	飯泉	秀夫

農業委員会事務局職員（3人）

事務局長	石塚	英明
事務局長補佐	大久保慎太郎	
係長	柳橋	真美

4 欠席委員

農業委員	10番	榎田	実
農地利用最適化推進委員	大山	謙吉	
農地利用最適化推進委員	中島	一郎	

5 傍聴者

なし

6 議案

- | | |
|-------|---|
| 議案第1号 | 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について |
| 議案第3号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定） |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業） |
| 議案第5号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について |

報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について
- ③制限除外の農地の移動届について

7 会議の概要

1 事務局（石塚事務局長）

定刻となりました。ただいまから令和4年12月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

皆様にお願いがございます。携帯電話は、電源を切るか、マナーモードにしていただきますようお願いいたします。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の2番「会長挨拶」中山会長よりご挨拶いただきます。中山会長お願いいたします。

1 議長（中山会長）

年末のお忙しい中、12月の定例総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

令和4年も残りわずかとなりましたが、今年の4月から、農業委員、農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、新体制がスタートいたしました。農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、大変なご尽力をいただきまして、改めまして感謝を申し上げます。来年からは、より一層充実した総会の議案に対する審議、農地利用最適化の積極的な推進を図っていきたいと思いますので、引き続きご協力をよろしくお願いします。

本日の総会は、議案5件と報告事項3件となっています。

皆様方の慎重な審議をお願いして、簡単ですが挨拶といたします。

よろしくお願ひします。

1 事務局（石塚事務局長）

ありがとうございました。本日は榎田委員から欠席の連絡がありましたので、出席委員は農業委員9名でございます。委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

また本日は、農地利用最適化推進委員の8名にも出席をいたしております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は中山会長にお願いいたします。

1 議長（中山会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしくお願ひします。

まず、議事日程の3番「議事録署名委員の選出」ですが、私、議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

はい、ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。議事録署名委員は、9番岡野委員、1番萱橋委員の2名にお願いしたいと思います。書記は事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は5件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は資材置場・駐車場整備のための使用貸借となっております。

申請地は [REDACTED] 字 [REDACTED] 番 [REDACTED]、地目は登記田、現況畠、面積は [REDACTED] m²でござい

ます。

続きまして受付番号2番、申請理由は、太陽光発電設備設置のための地上権設定となっております。

申請地は[REDACTED]字[REDACTED]番、地目は登記現況とも畠、面積は[REDACTED]m²、[REDACTED]字[REDACTED]番、地目は登記現況とも畠、面積は[REDACTED]m²、合計2筆[REDACTED]でございます。事業計画につきましては、別紙「参考資料1」をご覧ください。

続きまして受付番号3番、申請理由は自己住宅建築のための使用貸借となっております。

申請地は[REDACTED]字[REDACTED]番[REDACTED]、地目は登記畠、現況宅地、面積は[REDACTED]m²でございます。

続きまして受付番号4番、申請理由は駐車場整備のための売買となっております。

申請地は[REDACTED]字[REDACTED]番[REDACTED]、地目は登記現況とも畠、面積は[REDACTED]m²でございます。

続きまして受付番号5番、申請理由は農業用施設を設置するための賃貸借となっております。

申請地は、[REDACTED]字[REDACTED]番[REDACTED]、地目は登記現況とも田、面積は[REDACTED]m²でございます。

説明は以上です。

1 議 長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果報告をいただきたいと思います。4番中山一徳委員よりお願いします。

1 中山一徳委員

12月5日午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。当日は、中山会長、菊地職務代理者、仲井委員、私、事務局からは大久保補佐、柳橋係長の6名で書類審査、現地調査の確認を行いました。

受付番号1番、地図は3ページになります。

申請地は、[REDACTED]の北東側になります。

現地は、碎石敷の駐車場として利用しておりましたが、農地法の許可を得ていなかつたことが判明したため、始末書を添付の上、申請するものです。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地と判断いたします。

申請者は、隣接地で建設業を行っており、申請地 1 筆 [] m²を使用貸借し、資材置場・駐車場として使用する計画となっております。

事業計画に関する書面、事業経歴書等により、資材置場・駐車場としての許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号 2 番、地図は 4 ページになります。

申請地は、[] の北東側になります。現地は耕作されている状態でした。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が 10 h a 未満の区域に位置する小集団の農地であるため、第 2 種農地と判断いたします。

別紙「参考資料 1」にもありますが、発電量は 49.5 kW で、555 W パネル 190 枚、パワーコンディショナーを 10 台設置する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、経済産業省及び東京電力との調整も終了しており、第 2 種農地における再生可能エネルギー発電設備の建設のための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号 3 番、地図は 5 ページになります。

申請地は、[] の南東側になります。現地は草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね 10 h a 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第 1 種農地と判断いたします。

申請者は、申請地 1 筆 [] m²、宅地 2 筆 [] m²、合計 3 筆 [] m²を利用し、自己住宅を建設する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建設するための許可基準を満たしていると考えます。

続きまして受付番号 4 番、地図は 6 ページになります。

申請地は、[] の南東側になります。現地は草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、申請地からおおむね 300 メートル以内に [] の改札口があることから、第 3 種農地と判断いたします。

申請者は、申請地の隣接地の営業所で、書籍・雑誌の企画、音源作成、音源資料の収集などの事業を行っている法人で、来客用の駐車場が必要になったため、申請地 1 筆 [] m²を利用し、来客用駐車場 3 台分を整備する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、事業計画に関する書面、事業経歴書等により、駐車場としての許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号 5 番、地図は 7 ページになります。

申請地は、[REDACTED] の南東側になります。現地は耕作されている状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね 10 ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第 1 種農地と判断いたします。

申請者は、穀物、野菜類等の生産及び販売をする農地所有適格法人です。事業拡張に伴い農業用施設が必要になったため、申請地 1 筆 [REDACTED] m² を利用し、農業用倉庫 1 棟を建設する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、農業用施設用地としての許可基準を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1 議 長（中山会長）

ありがとうございました。結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。まず議案第 1 号受付番号 1 番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

質問がないようですので、受付番号 2 番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

質問がないようですので、受付番号 3 番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

質問がないようですので、受付番号 4 番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

質問がないようですので、受付番号 5 番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

質問がないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

続いて議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は9件となっております。8ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は [] 字 [] 番、地目は登記現況とも畠、面積は [] m²の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は [] 字 [] 番、地目は登記現況とも田、面積は [] m²、[] 字 [] 番、地目は登記現況とも畠、面積は [] m²、合計2筆 [] m²の自作地、契約内容は交換となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は [] 字 [] 番、地目は登記現況とも畠、面積は [] m²の自作地、契約内容は交換となっております。

続きまして受付番号4番、申請地は [] 字 [] 番、地目は登記現況とも田、面積は [] m²、[] 字 [] 番、地目は登記現況とも畠、面積は [] m²、[] 字 [] 番、地目は登記現況とも田、面積は [] m²、[] 字 [] 番、地目は登記現況とも畠、面積は [] m²、合計6筆 [] m²の自作地及び小作地、契約内容は贈与となっております。

続きまして受付番号5番、申請地は [] 字 [] 番、地目は登記現況とも田、面積は [] m²、[] 字 [] 番、地目は登記現況とも田、面積は [] m²、合計2筆 [] m²の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号 6 番、申請地は [] 字 [] 番、地目は登記現況とも畠、面積は [] m²、[] 字 [] 番、地目は登記現況とも畠、面積は [] m²合計 2 筆、[] m²の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号 7 番、申請地は [] 字 [] 番 []、地目は登記現況とも畠、面積は [] m²の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号 8 番、申請地は [] 字 [] 番 []、地目は登記田、現況畠、面積は [] m²の自作地、契約内容は贈与となっております

続きまして受付番号 9 番、申請地は [] 字 [] 番 []、地目は登記現況とも田、面積は [] m²の自作地、契約内容は贈与となっております

農地法第 3 条第 2 項各号につきましては、別紙「農地法第 3 条調査書」をご覧ください。説明は以上です。

1 議 長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、現地確認及び書類審査の結果報告をいただきたいと思います。7 番仲井委員よりお願いします。

1 仲井委員

12 月 5 日に行つた書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第 1 号で中山一徳委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号 1 番、地図は 11 ページになります。

申請地は、[] の南東側になります。現地は耕作されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約 757 アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は 2 名で、水稻、野菜を作付けする農家です。

申請地は、登記現況とも畠、1 筆 [] m²を、規模拡大のため売買により譲り受け、栗、柿を作付けする予定です。

続きまして受付番号 2 番、地図は 12 ページになります。

申請地は、[] の北西側になります。現地は草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約 258 アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は 4 名で、水稻、野菜を作付けする農家です。

申請地は、登記現況とも田、1 筆 [] m²、登記現況とも畠、1 筆 [] m²、合計 2 筆 [] m²を交換により譲り受け、野菜を作付けする予定です。

続きまして受付番号 3 番、地図は 1 2 ページになります。

申請地は、[REDACTED] の北東側になります。現地は草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請者は、自作地約 5.8 アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は 2 名で、水稻、野菜を作付けする農家です。

申請地は、登記現況とも畠、1 筆 [REDACTED] m² を交換により譲り受け、野菜を作付けする予定です。

続きまして受付番号 4 番、地図は 1 3 ページになります。

申請地は、[REDACTED] の周辺になります。現地は全て耕作されている状態でした。

申請者は、借入地約 5.2 アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は 2 名で、水稻、野菜を作付けする農家です。

申請地は、登記現況とも田、3 筆 [REDACTED] m² 、登記現況とも畠、2 筆 [REDACTED] m² 、登記田、現況宅地、1 筆 [REDACTED] m² 、合計 6 筆 [REDACTED] m² を贈与により譲り受け、水稻、野菜を作付けする予定です。

続きまして受付番号 5 番、地図は 1 4 ページになります。

申請地は、[REDACTED] の西側になります。現地は耕作されている状態でした。

申請者は、自作地約 4.31 アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は 2 名で、水稻、野菜を作付けする農家です。

申請地は、登記現況とも田、2 筆 [REDACTED] m² を規模拡大のため、農地中間管理機構が行う特例事業を利用し、売買により譲り受け、水稻を作付けする予定です。

続きまして受付番号 6 番、地図は 1 5 ページになります。

申請地は、[REDACTED] の南西側になります。現地は草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請者は、自作地約 1.04 アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は 1 名で、水稻、野菜を作付けする農家です。

申請地は、登記現況とも畠、2 筆 [REDACTED] m² を売買により譲り受け、野菜を作付けする予定です。

続きまして受付番号 7 番、地図は 1 6 ページになります。

申請地は、[REDACTED] の南西側になります。現地は耕作されている状態でした。

申請者は、自作地約 6.1 アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は 1 名で、水稻、野菜を作付けする農家です。

申請地は、登記現況とも畠、1 筆 [REDACTED] m² を売買により譲り受け、野菜を作付けする予定です。

続きまして受付番号8番、9番は譲受人が同一のため、一括して報告いたします。地図は17ページになります。

申請地は、[REDACTED]の北東側、南西側になります。現地は草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約[REDACTED]アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は4名で、水稻、麦、野菜を作付けする農家です。

申請地は、登記現況とも田、2筆[REDACTED]m²を贈与により譲り受け、景観作物のヒマワリを栽培する予定です。

以上のことから、受付番号1番から9番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは結果報告が終わりましたので、これより審議いたしますが、議案第2号受付番号8番、9番は、1番萱橋委員が議事参与の制限とおりますので、2つに分けて審議を進めてまいります。

まず、議案第2号受付番号1番についてご質問のある方の挙手お願いします。

(挙手なし)

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

(挙手なし)

質問がないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

(挙手なし)

質問がないようですので、受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います。

(挙手なし)

質問がないようですので、受付番号5番についてご質問のある方、挙手願います。

(挙手なし)

質問がないようですので、受付番号6番についてご質問のある方、挙手願います。

(挙手なし)

質問がないようですので、受付番号7番についてご質問のある方、挙手願います。

(萱橋委員挙手)

はい、萱橋委員。

1 萱橋委員

譲受人は、柏市在住で61aを耕作しているが、どの辺に農地を所有しているのか。

1 議長（中山会長）

事務局説明願います。

1 事務局（大久保事務局長補佐）

長渡呂に一か所の田、板橋で田と畑を耕作している方です。

この方は板橋にある会社の役員になっており、会社に来て、会社の農機具等を借りて耕作ですとすることで申請書を受理しております。

1 萱橋委員

今後、恒久的に農業は持続できそうですか。

1 議長（中山会長）

事務局説明願います。

1 事務局（大久保事務局長補佐）

会社に来ているので、できると思われます。

1 議長（中山会長）

ほかに質問のある方の挙手お願いします。

質問がないようですので、採決いたします。議案第2号の受付番号1番から7番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第2号の受付番号1番から7番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号受付番号8番、9番について審議いたします。1番萱橋委員の退席をお願いします。

（萱橋委員退席）

それでは、議案第2号受付番号8番、9番について審議いたしますが、譲受人が同一でございますので、一括して審議します。受付番号8番、9番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

質問がないようですので採決いたします。

議案第2号受付番号8番、9番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第2号受付番号8番、9番は原案のとおり許可することに決定いたしました。萱橋委員の復席をお願いします。

（萱橋委員復席）

以上審議の結果、議案第2号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1 事務局（大久事務局長補佐）

議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」をご説明いたします。18ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が80筆で215, 089m²、畑が28筆で38, 883m²、合計108筆253, 972m²です。貸し手が39人で、借り手が16人となります。

次に更新案件ですが、田が14筆で23, 758m²、畑が13筆で10, 784m²、合計27筆34, 542m²です。貸し手が12人で、借り手が9人となります。

合計では、田が94筆で238, 847m²、畑が41筆で49, 667m²、合計135筆288, 514m²です。貸し手が51人で、借り手が25人となります。

権利の設定開始は、令和5年1月1日からとなります。

詳細につきましては、19ページから25ページの農用地利用権設定計画一覧をご覧ください。

説明は以上です。

1 議長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいりますが、議案第3号の受付番号86番から93番は8番文蔵委員、受付番号94番から130番は9番岡野委員、受付番号131番から132番は澁谷推進委員、受付番号133番は飯田推進委員、受付番号134番から135番は2番菊地職務代理者が議事参与の制限となっております。したがいまして、6つに分けて審議を進めてまいります。まず、受付番号1番から85番までについて審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

質問がないようですので採決いたします。議案第3号の受付番号1番から85番につ

いて、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第3号の受付番号1番から85番については原案のとおり許可することに決定いたしました。

続いて、受付番号86番から93番について審議いたします。8番文蔵委員の退席をお願いします。

(文蔵委員退席)

それでは審議します。受付番号86番から93番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

質問がないようですので採決いたします。議案第3号の受付番号86番から93番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第3号の受付番号86番から93番については原案のとおり許可することに決定いたしました。文蔵委員の復席をお願いします。

(文蔵委員復席)

続いて、受付番号94番から130番について審議いたします。9番岡野委員の退席をお願いします。

(岡野委員退席)

それでは審議します。受付番号94番から130番について、ご質問のある方の挙手

をお願いします。

(挙手なし)

質問がないようすで採決いたします。議案第3号の受付番号94番から130番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第3号の受付番号94番から130番については原案のとおり許可することに決定いたしました。岡野委員の復席をお願いします。

(岡野委員復席)

続いて、受付番号131番、132番について審議いたします。瀧谷推進委員の退席をお願いします。

(瀧谷推進委員退席)

それでは審議します。受付番号131番、132番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

質問がないようすで採決いたします。議案第3号の受付番号131番、132番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第3号の受付番号131番、132番については原案のとおり許可することに決定いたしました。瀧谷推進委員の復席をお願いします。

(澁谷推進委員復席)

続いて、受付番号 133 番について審議いたします。飯田推進委員の退席をお願いします。

(飯田推進委員退席)

それでは審議します。受付番号 133 番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

質問がないようですので採決いたします。議案第 3 号の受付番号 133 番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第 3 号の受付番号 133 番については原案のとおり許可することに決定いたしました。飯田推進委員の復席をお願いします。

(飯田推進委員復席)

続いて、受付番号 134 番、135 番について審議いたします。2 番菊地職務代理者の退席をお願いします。

(菊地職務代理者退席)

それでは審議します。受付番号 134 番、135 番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

質問がないようですので採決いたします。議案第3号の受付番号134番、135番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第3号の134番、135番については原案のとおり許可することに決定いたしました。菊地職務代理者の復席をお願いします。

(菊地職務代理者復席)

以上審議の結果、議案第3号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除願います。

続いて議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を説明いたします。26ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が20筆で53, 784m²です。貸し手が13人、借り手が1団体となります。

権利の設定開始は、令和5年2月1日からとなります。

詳細につきましては、27ページの農用地利用権設定計画一覧（農地中間管理事業）をご覧ください。説明は以上になります。

1 議長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。

議案第4号について、ご質問のある方の挙手をお願します。

(挙手なし)

質問がないようですので、採決いたします。議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。議案第4号は全員賛成により原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除願います。

続いて、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を説明します。28ページの農用地利用配分計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が27筆で68,089m²です。貸し手が15人、借り手が3人となります。

権利の設定開始は、令和5年2月1日からとなります。

詳細につきましては、29、30ページの農地中間管理事業 農用地利用配分計画（案）一覧をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。説明は以上です。

1 議長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいりますが、議案第5号の受付番号20番は、9番岡野委員、受付番号21番から27番は、3番中山茂委員が議事参与の制限となっております。したがいまして、3つに分けて審議を進めてまいります。まず、受付番号1番から19番について審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

質問がないようですので採決いたします。議案第5号の受付番号1番から19番につ

いて、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第5号の受付番号1番から19番については原案のとおり承認することに決定いたしました。

続いて、受付番号20番について審議いたします。9番岡野委員の退席をお願いします。

(岡野委員退席)

それでは審議します。受付番号20番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

質問がないようですので採決いたします。議案第5号の受付番号20番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第5号の受付番号20番については原案のとおり承認することに決定いたしました。岡野委員の復席をお願いします。

(岡野委員復席)

続いて、受付番号21番から27番について審議いたします。3番中山茂委員の退席をお願いします。

(中山茂委員退席)

それでは審議します。受付番号21番から27番について、ご質問のある方の挙手を

お願いします。

(挙手なし)

質問がないようすで採決します。議案第5号の受付番号21番から27番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第5号の受付番号21番から27番については原案のとおり承認することに決定いたしました。中山茂委員の復席をお願いします。

(中山茂委員復席)

以上審議の結果、議案第5号は全て原案のとおり承認することに決定いたしました。議案は以上でございます。続いて報告事項に入ります。報告事項3件について、一括して事務局より説明願います。

1 事務局（石塚事務局長）

報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。議案書は31ページになります。

今回の転用届出に対する専決処分は、板橋地区が1件、小絹地区が1件になります。

申請理由は、共同住宅建築のための売買が1件、自己住宅建築のための売買が1件となっております。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は32ページから39ページをご覧ください。

今回の合意解約は33件となります。解約理由は、土地所有者本人が自作するためのものが17件、耕作者変更のためのものが9件、中間管理事業に変更するためのものが1件、農地法第3条申請のためのものが3件、契約期間を変更するためのものが2件、常総取手線道路改良事業のためのものが1件となっております。

続きまして、報告事項③「制限除外の農地の移動届について」をご報告いたします。議案書は40ページになります。

今回の移動届は2件となります。申請理由は、つくばみらい福岡地区土地造成事業のためのものが1件、道路寄附のためのものが1件となっております。
報告は以上になります。

1 議長（中山会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これをもちまして、12月定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名押印する。

令和4年12月12日

つくばみらい市農業委員会

議長

印

議事録署名委員

印

議事録署名委員

印